

# 婚姻届を提出されたとき

(手続きセルフチェックシート)

手続きの必要な方	手続きの内容	必要なもの	届出人	受付窓口	該当
<b>あてはまる手続きをご自身で確認してください。</b>					
<b>○保険・年金の関係</b>					
国民健康保険に加入中で、氏名が変わる方	⇒ 国民健康保険資格の変更手続きをしてください	⇒ 国民健康保険証、印鑑	⇒ 本人、世帯主または世帯員	9 国保と年金	<input type="checkbox"/>
国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	⇒ 国民健康保険資格の喪失手続きをしてください	⇒ 勤務先の健康保険証、国民健康保険証、印鑑	⇒ 本人、世帯主または世帯員		<input type="checkbox"/>
最近退職し、国民健康保険に加入される方 <small>※配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方は鳥取市役所での手続きはありません</small>	⇒ 国民健康保険の加入の手続きをしてください 資格喪失日より14日以内 <small>※国民年金第3号の手続きは、配偶者の勤務先でおたすねください</small>	⇒ 勤務先の健康保険の資格喪失証明書、印鑑	⇒ 本人、世帯主または世帯員 <small>国民年金に加入される方は20歳から60歳未満</small>		<input type="checkbox"/>
国民年金受給中で、氏名が変わる方	⇒ 状況により手続きが異なります (詳しくは担当窓口でおたすねください)	⇒ 国民年金証書、印鑑	⇒ 本人または世帯主		<input type="checkbox"/>
<b>○障がいの関係</b>					
障害者手帳をお持ちで、氏名が変わる方	⇒ 氏名変更の手続きをしてください	⇒ 障害者手帳、印鑑	⇒ 受給者本人または代理人	13 福祉総合窓口	<input type="checkbox"/>
障害者手当を受給中で、氏名が変わる方	⇒ 氏名変更の手続きをしてください	⇒ 新しい口座振込先(通帳等)、印鑑(新しい姓のもの) <small>※特別児童扶養手当のみ証書</small>	⇒ 受給者本人または代理人		<input type="checkbox"/>
障害者特別医療を受給中で、氏名、住所、保険証等が変わる方	⇒ 資格内容変更の手続きをしてください	⇒ 健康保険証(受給者)、障がい者手帳	⇒ 受給者本人または代理人		<input type="checkbox"/>
<b>○こどもの関係</b>					
児童手当を受給中で、氏名が変わる方	⇒ 状況により手続きが異なります (詳しくは担当窓口でおたすねください)	⇒ 新しい口座振込先(通帳等)、印鑑等 (詳しくは担当窓口でおたすねください)	⇒ 受給者本人または代理人	13 福祉総合窓口	<input type="checkbox"/>
児童扶養手当を受給中で、氏名が変わる方	⇒ 資格喪失の手続きをしてください	⇒ 印鑑等 (詳しくは担当窓口でおたすねください)	⇒ 受給者本人		<input type="checkbox"/>
小児特別医療を受給中で、氏名、住所、保険証等が変わる方	⇒ 資格内容変更の手続きをしてください	⇒ 子の健康保険証、特別医療受給者証等	⇒ 受給者本人または代理人		<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭特別医療を受給中の方	⇒ 手続きが必要です (詳しくは担当窓口でおたすねください)	⇒ 健康保険証、特別医療受給者証等 (詳しくは担当窓口でおたすねください)	⇒ 受給者本人または代理人		<input type="checkbox"/>
保育所に入所しているお子さんがいる方	⇒ 状況により手続きが異なります (詳しくは担当窓口でおたすねください)	⇒ 特にお持ちいただくものではありません	⇒ 新たな保護者または同居家族		<input type="checkbox"/>
<b>○マイナンバー制度の関係</b>					
番号カードをお持ちの方で、氏の変更方又は同時に住所変更をした方	⇒ 手続きをしてください	⇒ 個人番号カード	⇒ 本人	6 市民総合窓口	<input type="checkbox"/>

\*その他にも手続きが必要な場合があります。詳しくは各担当課でおたすねください。  
\*各総合支所でも手続きができます。